

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 11 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、国民年金に関する事務において使用する特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県久慈市長

公表日

令和8年7月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①国民年金法による被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下①及び③において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ②国民年金法による被保険者の資格に関する事務(①に掲げるものを除く。) ③国民年金法による給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ④国民年金法による給付の支給に関する事務 ⑤国民年金法による保険料その他徴収金に関する事務 ⑥国民年金法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務 |
| ③システムの名称 | 国民年金システム 国民年金システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民年金情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表46の項 〈市町村への事務委任の根拠〉 国民年金法 第3条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 生活福祉部市民課 |
| ②所属長の役職名 | 市民課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 久慈市総務部総務課行政文書係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 久慈市生活福祉部市民課国保年金係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| | []適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年6月24日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年6月24日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 次のとおり、人手を介在させる作業において人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・標準システムの情報連携ツールを用いた特定個人情報の照会内容の登録(情報照会要求登録)を行う際、人為的ミス(当該照会内容中の対象者・特定個人情報の種類の指定誤り等)が発生するリスクへの対策として、複数人による事前チェックを行った上で登録している。 ・マイナンバー(個人番号)が記載された書類を郵送する際、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか等、複数人による事前チェックを行った上で郵送している。 | |

| 9. 監査 | |
|---|--|
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 次のとおり、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--|---|---|------|-----------|
| 平成30年12月27日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>国民年金法(昭和34年法律第141号)ほか国民年金に係る法律、政令、省令及び国民年金市町村事務処理基準等に基づき、各種申請・届出に伴う届書の受理・審査・報告等の事務を行う。特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき以下の事務の範囲において取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予、学生特例申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請や保険料未納者対策等に係る所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦その他上記に関連する業務 ⑧厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構と協議し行う協力連携事務</p> | <p>国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務</p> <p>①国民年金法による被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下①及び③において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ②国民年金法による被保険者の資格に関する事務(①に掲げるものを除く。) ③国民年金法による給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ④国民年金法による給付の支給に関する事務 ⑤国民年金法による保険料その他徴収金に関する事務 ⑥国民年金法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務</p> | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 市民課長 嵯峨 一郎 | 市民課長 | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年6月28日 時点 | 平成30年7月20日 時点 | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年6月28日 時点 | 平成30年7月20日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------------|---------------|---------------------------|------|-----------|
| 令和1年6月12日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年7月20日 時点 | 平成31年6月12日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年7月20日 時点 | 平成31年6月12日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | Ⅳ リスク対策 | - | 新様式への変更に伴い、「Ⅳリスク対策」について記載 | 事後 | |
| 令和2年5月14日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年6月12日 時点 | 令和2年5月14日 時点 | 事後 | |
| 令和2年5月14日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年6月12日 時点 | 令和2年5月14日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月22日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年5月14日 時点 | 令和3年6月22日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月22日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年5月14日 時点 | 令和3年6月22日 時点 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年6月22日 時点 | 令和4年7月29日 時点 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年6月22日 時点 | 令和4年7月29日 時点 | 事後 | |
| 令和5年6月26日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年7月29日 時点 | 令和5年6月26日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------------|---|------|-----------|
| 令和5年6月26日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年7月29日 時点 | 令和5年6月26日 時点 | 事後 | |
| 令和6年11月8日 | IV リスク対策 ー 8. 人手を介在させる作業 ー 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | (記載なし) | 十分である | 事後 | |
| 令和6年11月8日 | IV リスク対策 ー 8. 人手を介在させる作業 ー 判断の根拠 | (記載なし) | 次のとおり、人手を介在させる作業において人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・標準システムの情報連携ツールを用いた特定個人情報の照会内容の登録(情報照会要求登録)を行う際、人為的ミス(当該照会内容中の対象者・特定個人情報の種類の指定誤り等)が発生するリスクへの対策として、複数人による事前チェックを行った上で登録している。 ・マイナンバー(個人番号)が記載された書類を郵送する際、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか等、複数人による事前チェックを行った上で郵送している。 | 事後 | |
| 令和6年11月8日 | IV リスク対策 ー 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ー 最も優先度が高いと考えられる対策 | (記載なし) | 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 | 事後 | |
| 令和6年11月8日 | IV リスク対策 ー 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ー 当該対策は十分か【再掲】 | (記載なし) | 十分である | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------|
| 令和6年11月8日 | IV リスク対策 ー 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ー 判断の根拠 | (記載なし) | 次のとおり、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。 ・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。 | 事後 | |
| 令和7年3月21日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項及び番号法別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第二四の二 | 番号法第9条第1項 別表46の項 〈市町村への事務委任の根拠〉 国民年金法 第3条 | 事後 | 法改正による |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-----------|
| 令和7年6月20日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務 ①国民年金法による被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下①及び③において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ②国民年金法による被保険者の資格に関する事務(①に掲げるものを除く。) ③国民年金法による給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ④国民年金法による給付の支給に関する事務 ⑤国民年金法による保険料その他徴収金に関する事務 ⑥国民年金法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務 | 国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務 特定個人ファイルは、以下の場合に使用する。 ①国民年金法による被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下①及び③において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ②国民年金法による被保険者の資格に関する事務(①に掲げるものを除く。) ③国民年金法による給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ④国民年金法による給付の支給に関する事務 ⑤国民年金法による保険料その他徴収金に関する事務 ⑥国民年金法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務 | 事後 | |
| 令和7年6月20日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 国民年金システム | 国民年金システム 国民年金システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) | 事後 | |
| 令和8年6月24日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年6月26日 時点 | 令和8年6月24日 時点 | 事後 | |
| 令和8年6月24日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年6月26日 時点 | 令和8年6月24日 時点 | 事後 | |